

第2次
隠岐の島町総合振興計画
策定方針



平成31年1月

隠岐の島町

1. 背景・目的

平成 16 年 10 月に、隠岐島後地区の 4 町村（西郷町、布施村、五箇村、都万村）が合併し、現在の隠岐の島町が誕生しました。そして、平成 20 年 9 月には合併に際して策定された新町建設計画を踏まえた総合的なまちの発展の方向性を示す指針として「隠岐の島町総合振興計画」が策定されました。計画では、平成 31 年度を目標年次として、「島をリードする隠岐びとが育つまち」「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」「みんなで支えるやさしい福祉のまち」の 3 つを基本目標に掲げ、それらの実現に向け各施策を推進してきました。また、平成 27 年 11 月には地域活性化と人口減少対策を目的に、平成 31 年度を目標年次とした「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」を策定し、活力ある隠岐の島町の実現に向けた取り組みを進めてきたところです。

こうした状況の中、「隠岐の島町総合振興計画」及び「隠岐の島町まち・ひと・しごと総合戦略」の計画期間が平成 31 年度末をもって満了するところではありますが、今後も魅力あるまちづくりを継続するためには、隠岐の島町の現状や今後予想される社会環境動向等を的確に踏まえ、中長期的なまちの将来像と、その実現に向けた戦略を描くことが必要となってきます。

このため、人口減少対策など「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の性格も兼ね備えた、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針となる「第 2 次隠岐の島町総合振興計画」を策定するものです。

2. 策定にあたっての基本方針

隠岐の島町におけるまちづくりは、行政のみで進められるものではなく、全ての町民の方々とともに進められるものです。そのため、「第2次隠岐の島町総合振興計画」は、行政職員にとっての施策のよりどころとなるものであるとともに、町民の方々にとっての共感と参加のきっかけとなるものであることが求められます。

このような計画を実行力の伴ったものにするためには、総合振興計画の策定を通じて、まちの将来やその実現に向けた取り組みを「自分ごと」として捉えることができる人の輪づくりを進めることが特に重要です。このため、計画策定過程への町民・職員の主体的な参加の仕組みづくりに重点的に取り組み、関係する全ての方々に共感される計画づくりを推進していくこととします。

(1)職員・町民の協働による計画づくり

職員研修を通じて町職員の企画立案能力や町民の方々との対話力を高めるとともに、アンケート調査、意見交換会等を通じて、共通認識の醸成、協働に向けた関係性の構築・深化に努めることとします。

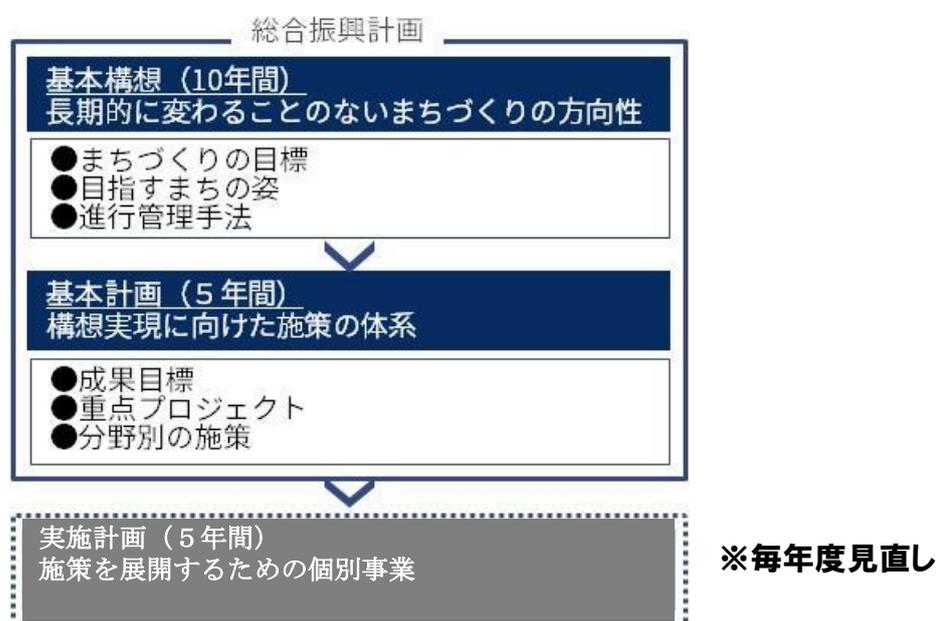
(2)町民が共感できる計画づくり

目指すまちづくりの姿を、町民の方々が共感できるように重点施策や目標数値等を示し、町民の方々と計画の進捗状況や、その成果が共有できる計画づくりに努めることとします。

3. 計画の構成及び期間

「第2次隠岐の島町総合振興計画」は、将来のまちづくりに向けた基本理念や施策の方向性等を階層に分けて記載することで、町民の方々にわかりやすく、かつ、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応できるように、現行計画と同様、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3部構成とします。

また計画の期間は、基本構想については10年間、基本計画及び実施計画についてはそれぞれ5年間とします。ただし実施計画は必要に応じて毎年見直すこととします。



4. 策定手順

(1)平成 30 年度

①基礎調査

計画を立案する前提となる隠岐の島町の姿を把握し、将来の数値の予測から課題等を抽出します。

②町民アンケート調査

町民（2,000人）、児童・生徒（小学校5・6年：200人、中学校2年：100人、高校生2年：150人）に対するアンケート調査を実施し、ここ10年間の変化（現行の総合振興計画の検証）や今後のまちづくりの方向性についてのニーズ把握を行います。

③職員研修の実施

協働のまちづくりの推進に向けた職員の企画立案能力や町民の方々との対話力を高めることを目的に、策定委員をはじめとする職員を対象に、今後のまちづくりで大切にしたいこと等を題材に、ファシリテーション技術^(※)や対話に関する基礎的な考え方について学ぶ職員研修を実施します。

④まちづくり講演会の開催

町民の方々に、今後のまちづくりのあり方について考えていただくために、有識者を招聘し「まちづくり講演会」を開催します。

(2)平成 31 年度

①意見交換会の実施

中学校区単位程度を想定した地域住民や各種団体等を対象とした「意見交換会」を開催し、住民ニーズ、まちづくりに対する意向の把握、計画に対する意見聴取などを行います。

②まちづくり講演会の開催

町民の方々に、今後のまちづくりのあり方について考えていただくために、有識者を招聘し「まちづくり講演会」を開催します。

③審議会への諮問

計画策定における必要な事項について審議会に諮問します。また審議会と策定委員会による意見交換会を随時開催します。

※ファシリテーション技術

会議など話し合いが円滑に行われるように中立的な立場から支援を行う技術。

④基本構想及び基本計画(案)の策定

各種調査や意見交換会等の結果を踏まえ、基本構想及び基本計画（案）を取りまとめます。

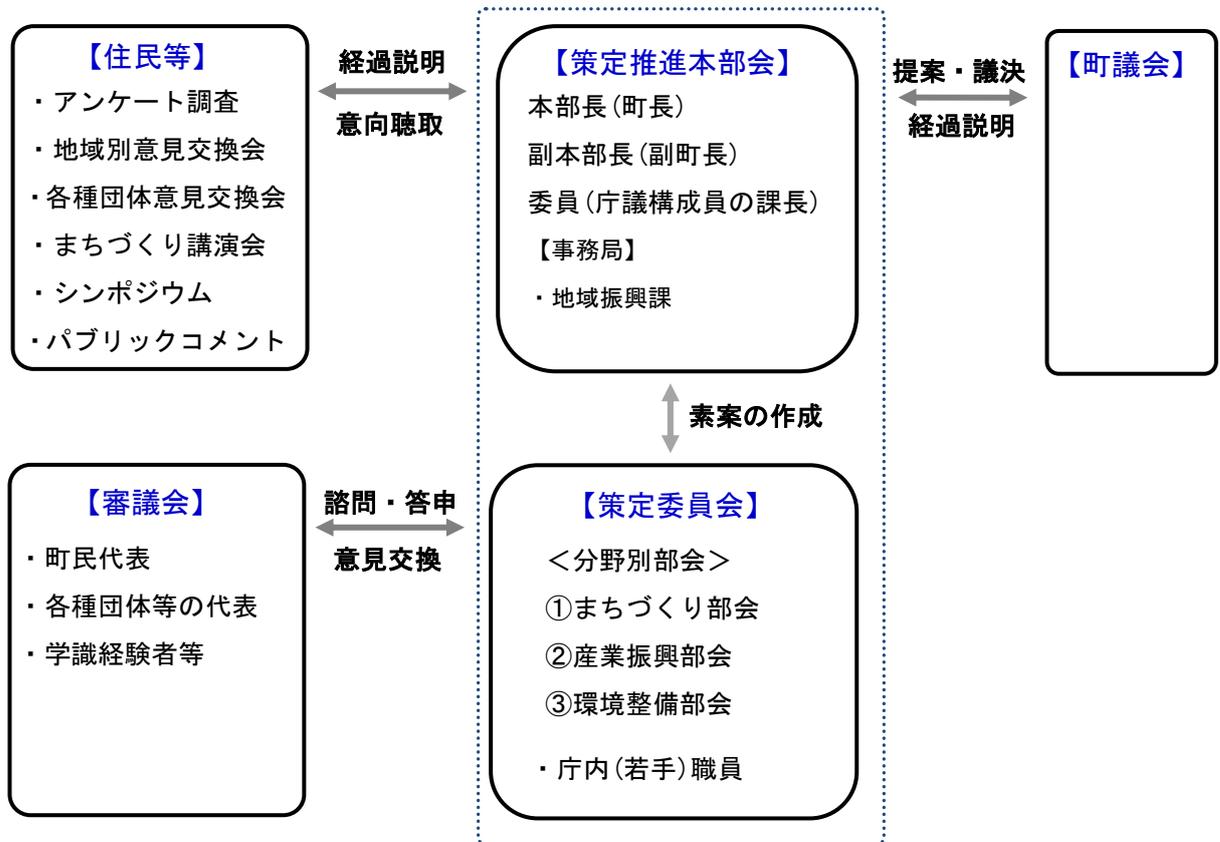
⑤シンポジウムの開催

基本構想及び基本計画（案）を取りまとめた後、全町民を対象としたシンポジウムを開催します。

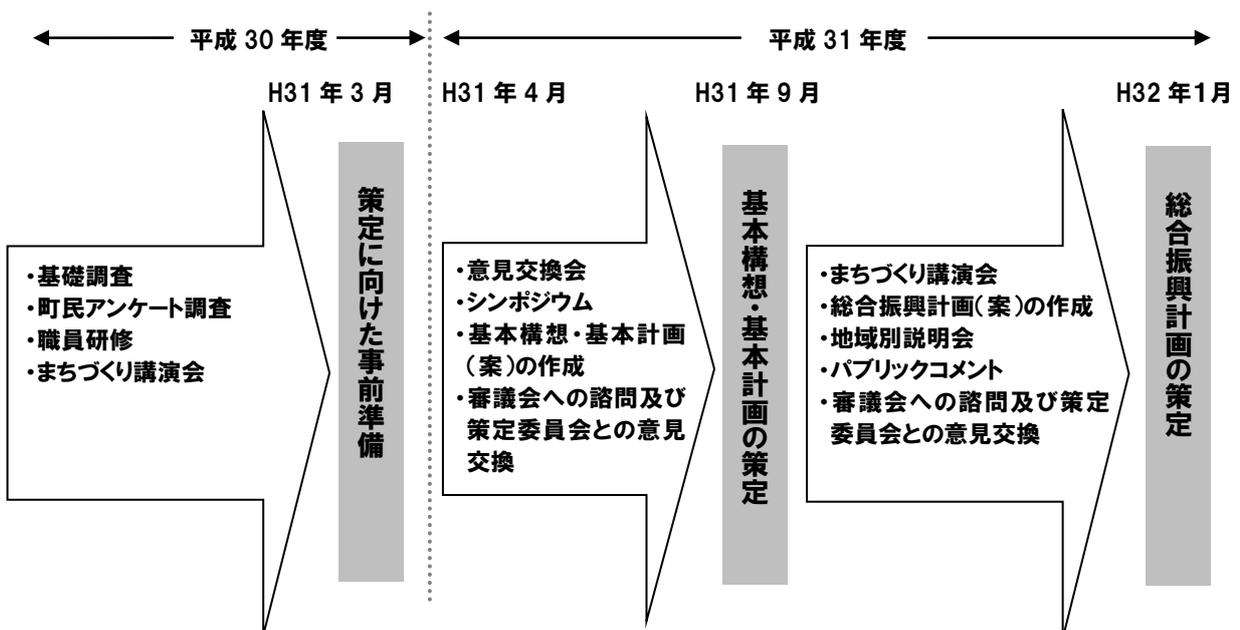
⑥総合振興計画(案)の策定

シンポジウムや意見交換会、パブリックコメント等の結果を踏まえ、総合振興計画（案）を取りまとめます。

5. 策定体制



6. スケジュール



隠岐の島町民憲章

私たちは美しい自然の中で育まれた
歴史・伝統・文化を大切に
「隠岐びとの心」を未来に伝え夢と
活力のある町をつくりまします

このまちを あたたかくしたい

心あかるくいきるために

このまちを ゆたかにしたい

心やさしくいきるために

このまちを のびやかにしたい

心げんまにいきるために